

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」、「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案」及び「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（案）」に対する意見募集の結果について

令和4年1月19日
厚生労働省労働基準局
労働条件政策課

「労働基準法施行規則の一部を改正する省令案」、「医療法第二百二十八条の規定により読み替えて適用する労働基準法第百四十一条第二項の厚生労働省令で定める時間等を定める省令案」及び「労働基準法施行規則第六十九条の三第二項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める要件（案）」について、令和3年10月25日から同年11月23日まで御意見を募集したところ、計522件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とこれに対する考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

取りまとめの都合上、お寄せいただいた御意見は、適宜要約しております。また、異なる複数の内容を含む御意見については、当該御意見を内容に応じて整理したものもあり、別紙に掲載している御意見の数と集計上の御意見の件数は一致しません。

なお、今回の意見募集の対象となる事項についてのみ別紙に掲載しておりますが、取り上げていない御意見についても、今後の職務を行う上での参考にさせていただきます。

御意見をお寄せいただきました皆様に御礼申し上げます。

別紙

| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 本省令案等に関して賛成。 | 本省令案の円滑な施行に努め、引き続き、医師の長時間労働の是正に取り組んでまいります。 |
| 2 | A水準の医師の時間外・休日労働の水準が長すぎる。 | A水準の医師に係る時間外・休日労働時間の上限規制については、医療や医師の特殊性を考慮し、必要な医療提供体制の確保を図りつつ、医師の長時間労働を是正するため、本省令案においては、一般労働者の時間外・休日労働の上限と同等の水準である年960時間（休日労働を含む）という水準としたものです。 |
| 3 | BC水準の1,860時間は長すぎるのもっと短くするべき。 | 年間1,860時間という水準は、病院に勤務する医師の上位約10パーセントの時間外・休日労働が年間に換算して1,860時間となる水準を超過しているという実態が明らかになったことを踏まえ、まずはこうした長時間労働を是正していく必要があるという観点から設定したものです。 |
| 4 | C水準についてもB水準のように上限の期間目標を定めるべき。 | C水準についても労働時間の短縮を図っていくこととしていますが、この水準は一定の期間集中的に技能向上のための診療を必要とする医師向けの水準であるため、医療の質及び医療提供体制への影響を踏まえ、中長期的に検証してまいります。 |
| 5 | 時間外労働を少なくするような様々な取り組みを進めるべき。 | 個々の医療機関の勤務環境の改善に当たっては、医療法に基づき、各都道府県に個々の医療機関の勤務環境改善を支援するためのセンターを設置し、取組をサポートしていきます。 |
| 6 | 研究を行う時間が労働時間に当たるかなど、労働時間規制に関する基準を明確化するべき。 | 労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、客観的に見て労働者の行為が使用者から義務付 |

| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| | | けられたもといえるか否か等によって判断されます。このことは、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」においてお示ししています。 |
| 7 | 時間外労働の時間数を定めるための前提としてまずは、出勤退勤の記録を必ず残るような制度が必要。 | 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に基づき、労働時間が適正に把握されるよう、あらゆる機会を通じて、本ガイドラインの周知等を行ってまいります。 |
| 8 | A水準について勤務間インターバル確保の努力義務について記載を入れるべき。 | A水準の適用者については、医療法において、病院等の管理者に、勤務間インターバルの確保等の努力義務がかけられています。 |
| 9 | 連携型B水準について、「派遣」と表現するのであれば、大学病院等や派遣受入れの医療機関では派遣法による許可か、労働者供給が可能となる法改正が必要なのではないか。 | <p>連携B水準は、大学病院や地域医療支援病院等が、医師の派遣を通じて地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担っている場合に適用される水準です。</p> <p>ここでいう「派遣」は、医療法第30条の24に規定される「医師の派遣」（大学病院の医局等による慣行上の医師の就業先の調整等、様々な形態による医師の就業先の決定を包括した概念）を指すものです。</p> |
| 10 | 政府の審議会等ではどのような議論がなされたのか。公表を求める。 | 医師の働き方改革に関しては、「医師の働き方改革に関する検討会」及び「医師の働き方改革の推進に関する検討会」において議論を行ったものであり、これらの検討会の資料や議事録は厚生労働省のHPで公表しています。 |
| 11 | B水準やC-1、C-2水準が適用されてしまうと、その病院や診療科で働く医師が全員労働時間の上限を上げられてしまうため、過労で働けなくなる医師が必ず出てく | B水準やC-1、C-2水準の指定を医療機関が受けた場合でも、その適用を受けるのは、指定に係る業務に従事する医師のみです。また、個々の医療機 |

| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| | る。そのため、労働時間の上限について医師個人の希望が優先されるような制度設計を望む。 | 関における時間外・休日労働の上限時間は、法定の上限時間の範囲内で、医療機関ごとに労使間の協定によって定められることとなります。 |
| 12 | 医師の勤務実態の把握なしに、残業等の時間数を机上で議論しても意味がない。 | 本省令等の検討に当たっては、病院勤務医の労働時間の実態を把握するための調査を実施し、これに基づいて議論を行っております。 |
| 13 | 全ての初期研修病院がC-1水準になってしまふことを危惧している。 | C-1水準の指定に当たって、各医療機関は既存の臨床研修等のプログラムにおける勤務時間の実態に基づいて各プログラムにおける時間外労働時間の上限を設定し、それがA水準を超える場合に、都道府県の指定を受けることとなっています。臨床研修を行おうとする者は、各プログラムについて、時間外労働の上限を確認の上、応募することが出来る仕組みとすることとしています。 |
| 14 | 医療界の参加の下で検討されたとあるが、今後「集中的に技能向上のための診療」を求められるのであろう若手医師や医学生は参加していたのか。どのような基準で検討会参加者が選ばれたのか。労働者側の医師の意見も十分に反映されていたか。 | 検討会には、若手医師や女性医師、労働者代表も構成員としたほか、勤務医の実態についてのヒアリング等も行ってきたところであり、現場で従事する勤務医の視点も踏まえた検討が行われたと考えています。 |
| 15 | 一定の時間外労働の時間を超えた者については一定の休暇を与えるという要件を盛り込むことを提案する。 | B水準及びC水準の適用を受ける医師に対して、病院等の管理者は、勤務間インターバルの確保や代償休息の確保を行わなければならないものとなっています。 |
| 16 | B水準廃止を2035年度より前倒しで行うべきです。 | B水準の見直しに当たっては、医師偏在対策の実施状況等を勘案する必要があることから、医師偏在是正の目標年が2036年であることを踏まえて、3年ごとに段階的な見直しを行い、2035 |

| 番号 | 御意見の要旨 | 御意見に対する考え方 |
|----|---|--|
| | | <p>年度末を目標に暫定特例水準の終了年限とする旨が、医療界の方々、労働組合、労働法学者等が参画した医師の働き方改革に関する検討会で合意されたものであり、これに基づいて検討規定を設けるものです。</p> |
| 17 | <p>面接指導においては「睡眠の状況等」の確認は実行性を持たないため、形式的な労働時間・病院滞在時間で管理すべき。</p> | <p>医師一人ひとりの健康状態を確認することは重要であるため、時間外・休日労働時間の確認に加えて、睡眠の状況等についても確認を行うこととしています。</p> |
| 18 | <p>面接指導に何の意味があるのか。効果が弱いのではないか。</p> | <p>医師の健康確保のために面接指導は重要だと考えており、面接指導では、勤務の状況や睡眠負債の状況、疲労の蓄積の状況等について確認することを求めています。また、適切な面接指導等が行われるよう、長時間労働の医師への健康確保措置に関するマニュアルを作成し、周知しています。</p> |
| 19 | <p>「面接」という曖昧な決まりではなく、細かなルール決めと医療機関への罰則規定も合わせて定めることを求める。</p> | <p>今般の省令等の改正により、面接指導を行わずに月に100時間以上の時間外・休日労働を行わせた場合には、罰則の対象となり得ることになります。</p> |
| | <p>今回の省令改正に関係のないコメント</p> | <p>頂いた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきたいと考えております。</p> |